告示

○内閣府告示第三百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山形県

二　地域再生計画の名称　山形県企業立地活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山形県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）及び遊休工場用地等に導入する産業の特例（四の五⑨）

○内閣府告示第三百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県加美郡加美町

二　地域再生計画の名称　音楽と福祉のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県加美郡加美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五⑭）及び地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡美浦村

二　地域再生計画の名称　「人と自然が輝くまち」美浦村再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県稲敷郡美浦村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県

二　地域再生計画の名称　いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市並びに茨城県東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町の全域並びに常総市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡美浦村

二　地域再生計画の名称　「人と自然が輝くまち」美浦村再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県稲敷郡美浦村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡市貝町

二　地域再生計画の名称　サシバの里でつむぐ食の業（なりわい）創造プラン～市貝町地域雇用創造計画～

三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡市貝町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　沼田市

二　地域再生計画の名称　遊休公共施設を活用した職工技能者の育成による地域再生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　沼田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五⑭）及び地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第三百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　新潟県中越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市及び南魚沼市並びに新潟県三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町並びに刈羽郡刈羽村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　新潟県上越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　糸魚川市、妙高市及び上越市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　新潟県中越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市及び南魚沼市並びに新潟県三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町並びに刈羽郡刈羽村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）